

公立保育園の機能強化について

■ 休日保育事業の実施について

1. これまでの経緯

公立保育園の事業統合に伴い、公立保育園の機能強化の一つとして、平成 32 年度より休日保育事業実施を計画している。現在、多摩市における休日保育事業は社会福祉法人純心会・こころ保育園にて実施しているが、保育士不足による人員の関係で平日シフトに影響が出ているため、平成 30 年度いっぱいまで休日保育事業を辞退したい旨打診があった。

休日保育事業は「多摩市子ども・子育て・わくわくプラン」の基本方針における基本施策として掲げられている事業であるため、事業の継続は必須である。そこで、平成 31 年度、園児募集停止により貝取保育園の在園児数が減ることに伴い、貝取保育園、多摩保育園を合わせた現職員体制のもとで、1 年前倒して実施するのが可能であると判断し、多摩保育園にて実施する方向で調整中。

2. 休日保育実施概要

対 象 保育認定（2・3 号認定）を受け保育所に入所している、満 1 歳以上の離乳食が完了している子ども

開 設 日 日曜日・祝日（振替休日を含む）・年末（12 月 29 日～31 日）

開所時間 7：30～18：30

利用方法 ①在籍している保育所を通して申請し、書類審査及び面接を経て、事前登録を行う。
 ②利用者は利用日の 3 日前までに直接多摩保育園に利用申し込みをする

利用定員 一日当たり概ね 10 名想定

実施方法 ①平成 31 年度は貝取、多摩両保育園の職員が公平に 4 週 8 休を確保したシフトを組み、休日保育事業に従事する。（貝取保育園の職員は多摩保育園に通い、事業に従事する）
 ②事業統合後も視野にいれ、実施場所は平成 31 年度当初から多摩保育園とする。
 ③利用者の定員（10 名程度）より、休日保育の担当職員は常勤職員 2 名、非常勤職員 2 名の 4 名で担当する。
 ④勤務時間は①7：15～16：00、②10：00～18：45 の 2 交替制とする。
 ⑤休日保育に従事する職員は常勤保育士、非常勤保育士のみとする。（給食の提供はないため、栄養士、給食調理員、事務職員の従事はなしとする）

【参考】平成 29 年度休日保育事業の実績（こころ保育園にて）

- ・年間延べ利用児童数 212 人
- ・登録児童数（実数） 23 人
- ・月別利用者数（延数）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
人数	14	23	12	17	11	19	16	24	27	20	16	13	212

■延長保育事業における一時利用について

1. これまでの経緯

現在、公立保育園では18:00～19:00までの延長保育を、登録制により実施し、月額対応として
いる。保護者は延長保育料として、月額2,500円の負担をしている。

しかし、突発的な残業等による一時利用に対しての日額対応ができていない状態である。民間保育園
ではすでにスポット保育として一時利用ができ、利用者からは日額対応の延長保育料を徴収している。

公立保育園においても、保護者から延長保育の一時利用希望のご意見もいただいていることから、平
成30年度に延長保育事業の内容見直しを行い、平成31年度から延長保育の一時利用を実施し、日額
対応を設定する方向で調整中。

2. 延長保育一時利用実施概要

対 象 満1歳以上の園児

利用時間 ①標準時間認定 18:00～19:00

②短時間認定 7:00～8:30・16:30～19:00

利用方法 ①利用日の前日までに利用申し込みをする。(やむを得ない理由がある場合には当日受付可)

②利用者は延長保育料を月ごとに清算し、園に納付する

利用定員 一日当たり概ね15名想定

延長保育料

利用時間/利用区分	一日単位で利用する場合		月単位で利用する場合	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
7:00～8:30		児童1人当り 15分毎・200円		
16:30～18:00		児童1人当り 15分毎・200円		
18:00～19:00	児童1人当り 15分毎・200円	児童1人当り 15分毎・200円	児童1人当り 月額2,500円	
19:00以降	児童1人当り 15分毎・200円	児童1人当り 15分毎・200円	児童1人当り 15分毎・200円	

※保育標準時間認定の保育時間 7:00～18:00

保育短時間認定の保育時間 8:30～16:30

【参考】

- ・延長保育料の科目は雑入
- ・多摩市立保育所延長保育実施規則を改正する